

大分県における助成金支払等事務に関する要領

1 本要領の取扱範囲について

本要領は、福祉・介護人材の処遇改善助成金（以下「助成金」という。）の対象事業所が行う当該助成金に係る定期的な請求及び都道府県等からの定期的な支払事務に関して、留意事項等をまとめたものである。よって、当該助成金の申請等に関する留意事項等については、既にお示ししている「福祉・介護人材の処遇改善事業助成金事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）等を参照願いたい。

2 助成金の支払事務に係る実施主体について

助成金の支払事務は、大分県が行う。

3 助成金の支払事務の委託について

（１） 本体報酬の支払を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）へ委託して行っているものについては、助成金の支払事務についても連合会へ委託して行うこととする。

（２） 上記以外については大分県により直接行う。

4 助成金の請求・支払事務の一連の流れ等について

3を踏まえ、本体報酬等の種別等毎に以下とおりに行うこととする。

（１） 本体報酬である介護給付費等（介護給付費・訓練等給付費・特例介護給付費・特例訓練等給付費・高額障害福祉サービス費の支払事務を市町村が連合会へ委託している場合

① 基本的な流れ

事業所・都道府県・連合会の基本的な事務の流れを示すと別添2の①のとおりである。

② 請求・支払事務の流れ

助成金の支払は、助成金事務の実施主体である大分県が連合会へ支払事務を委託して行うこととする。

事業者からの請求は、本体報酬と併せて連合会を経由して行うが、助成金の請求先は実施主体である都道府県であるため、本体報酬に係る請求書（請求先：市町村）と助成金に係る請求書（請求先：都道府県）の2つの作成が必要となる。

（注）簡易入力ソフトにおいては、請求明細書に助成金請求情報を入力することにより、助成金に係る請求書が自動作成される。

事業者において、本体報酬と併せて助成金の請求を毎月10日までに連合会経由

で行うことにより、本体報酬と併せて助成金の支払が行われることとする。

なお、この場合、助成金は本体報酬と併せて同一口座に入金することとし、本体報酬と助成金額の内訳は別途事業者あて連絡することとする。

③ 都道府県における事務

ア 連合会における助成金額の確認に必要なため、都道府県においては、処遇改善に係る事業所異動情報を連合会あてに送付することとする。

イ 連合会より助成金支払所要額の請求がなされた場合は、その額を支払うものとする。

ウ 過誤調整については、本体報酬と同様に原則的には連合会で行うが、事業者より助成金の返還が必要となる場合（助成金支払額がマイナスとなる場合）については、当該返還事務は大分県において行うものとする。

④ 毎月の事務処理スケジュール

事業所、都道府県及び連合会における毎月の事務処理スケジュールを示すと別添2の②のとおりである。

⑤ 諸様式について

事業者からの請求書等については、別添1の様式例一覧に示した様式により請求するものとする。

(2) 障害児施設給付費及び措置費の場合

① 基本的な流れ

事業所・都道府県・連合会の基本的な事務の流れを示すと別添2の③のとおりである。

② 請求・支払事務の流れ

ア 助成金の支払は、実施主体である大分県が行う。

イ 他都道府県が本体報酬である障害児施設給付費の支払を行っている部分については、当該障害児施設給付費に係る助成金の支払のみ大分県が行う。事業所においては、他都道府県に申請する明細を添付し、障害児施設給付費等と同時に請求することとする。

ウ 事業者において、本体報酬と併せて助成金の請求を行うことにより、本体報酬と併せて助成金の支払が行われることとする。なお、この場合、助成金は本体報酬と併せて同一口座に入金することとし、本体報酬と助成金額の内訳は別途事業者あて連絡する方法を原則とする。

③ 諸様式について

事業者からの請求書等については、別添1の様式により請求する。

(3) 本体経費が精神障害者社会復帰施設等運営費補助金（平成21年5月11日

付厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金交付要綱」の4（3）に掲げる補助金をいう。以下同じ。）である場合

別に大分県知事が定める交付要綱により事業を行う。

（4） 本体経費が重症心身障害児（者）通園事業に要する費用（昭和60年12月23日付厚生省発児第178号厚生事務次官通知の別紙「在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金交付要綱」の3の（1）に掲げる経費をいう。以下同じ。）の場合

4の（3）と同様に実施する。

（5）事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業の支払事務を連合会に委託していない場合

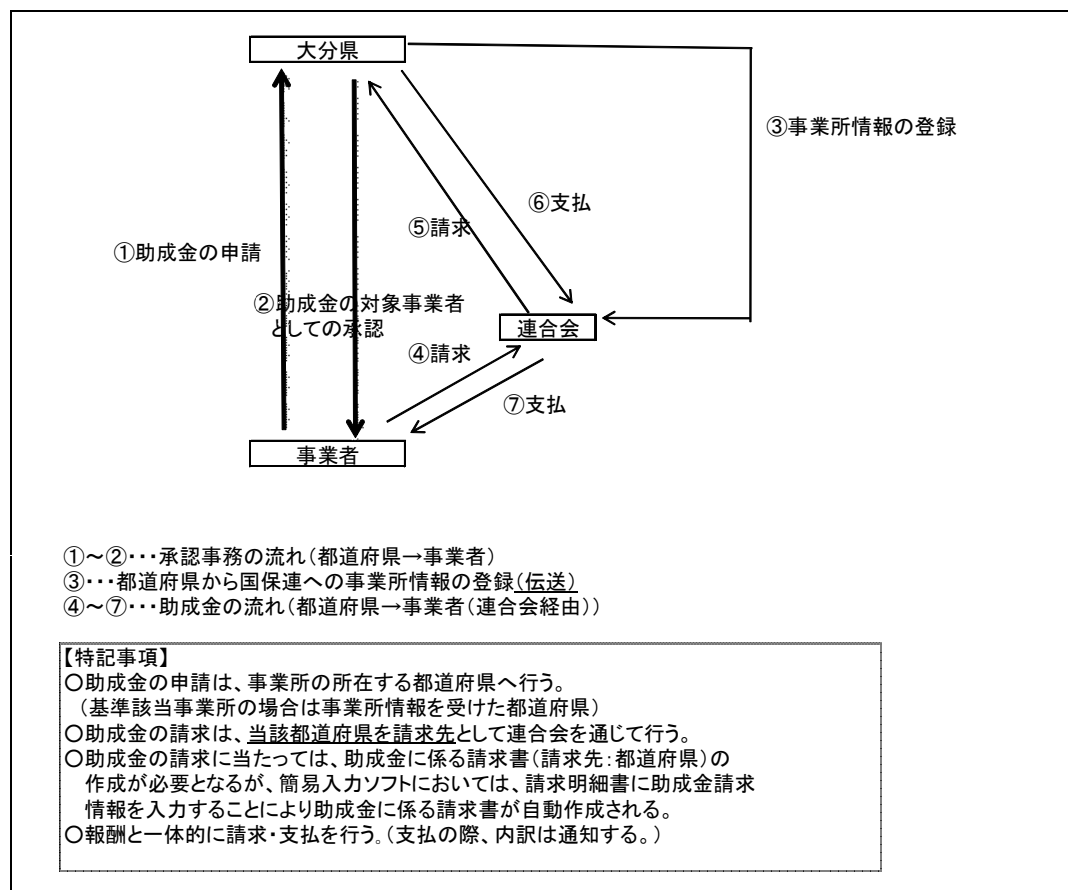
4の（3）と同様に実施する。

（6） その他の場合

4の（3）に準じて実施することとする。

① 処遇改善助成金の支払いまでの流れ(報酬体系のもの(介護給付費等))

a 報酬の支払事務を連合会へ委託している場合(介護給付費等)



○現行の事業運営安定化事業による助成に係る請求方法に類似した形態で請求・支払い事務を行う。

○助成金の算定式(月額)は、

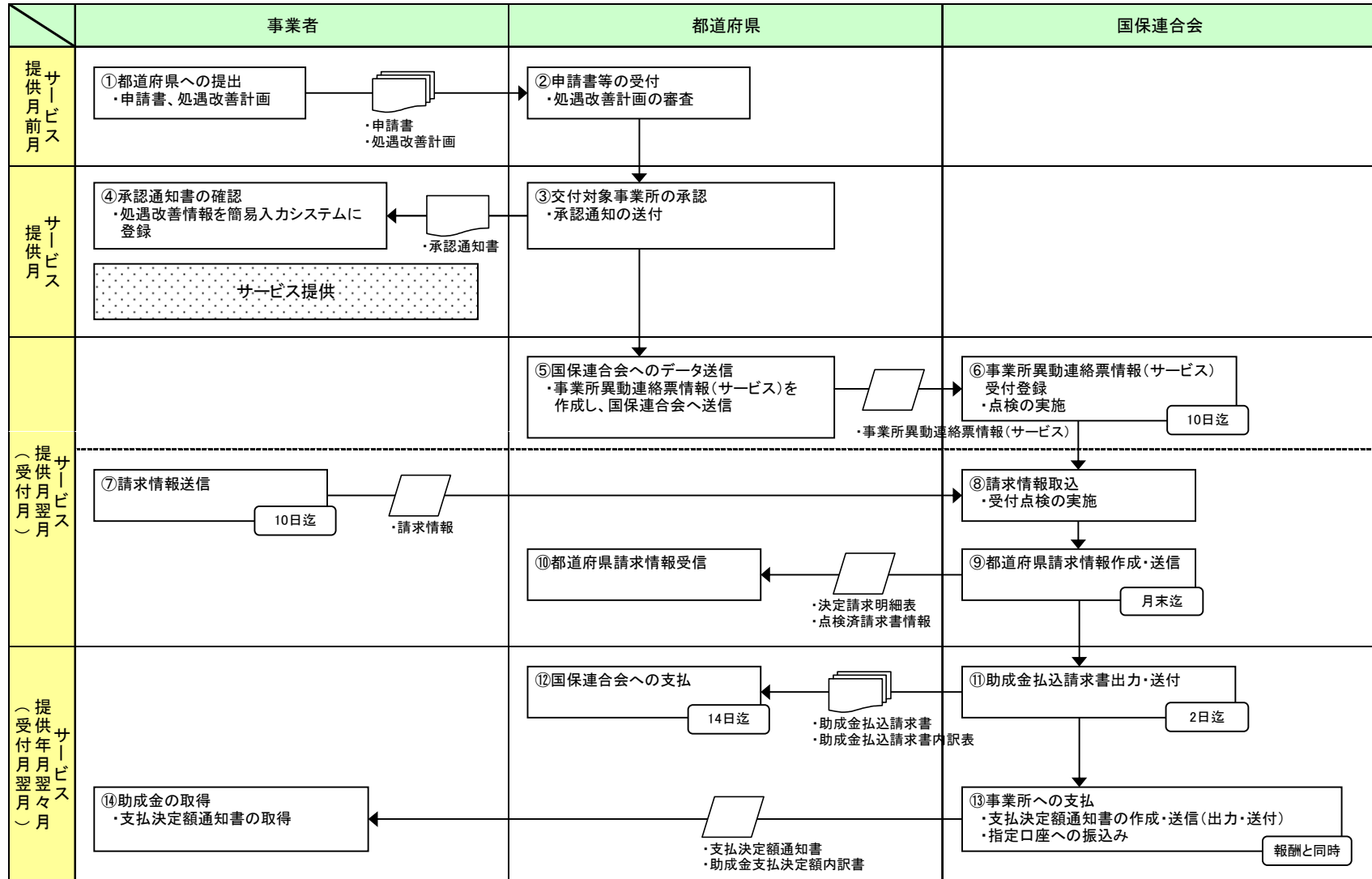
(サービス種類毎に) 1人1月当たり報酬総額 × 交付率 = 交付額 (1円未満切り捨て)

※報酬総額は、利用者負担額(A型減免額及び利用者負担に係る自治体助成額を含む。)、事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業による助成額を含み、補足給付は含まない。)

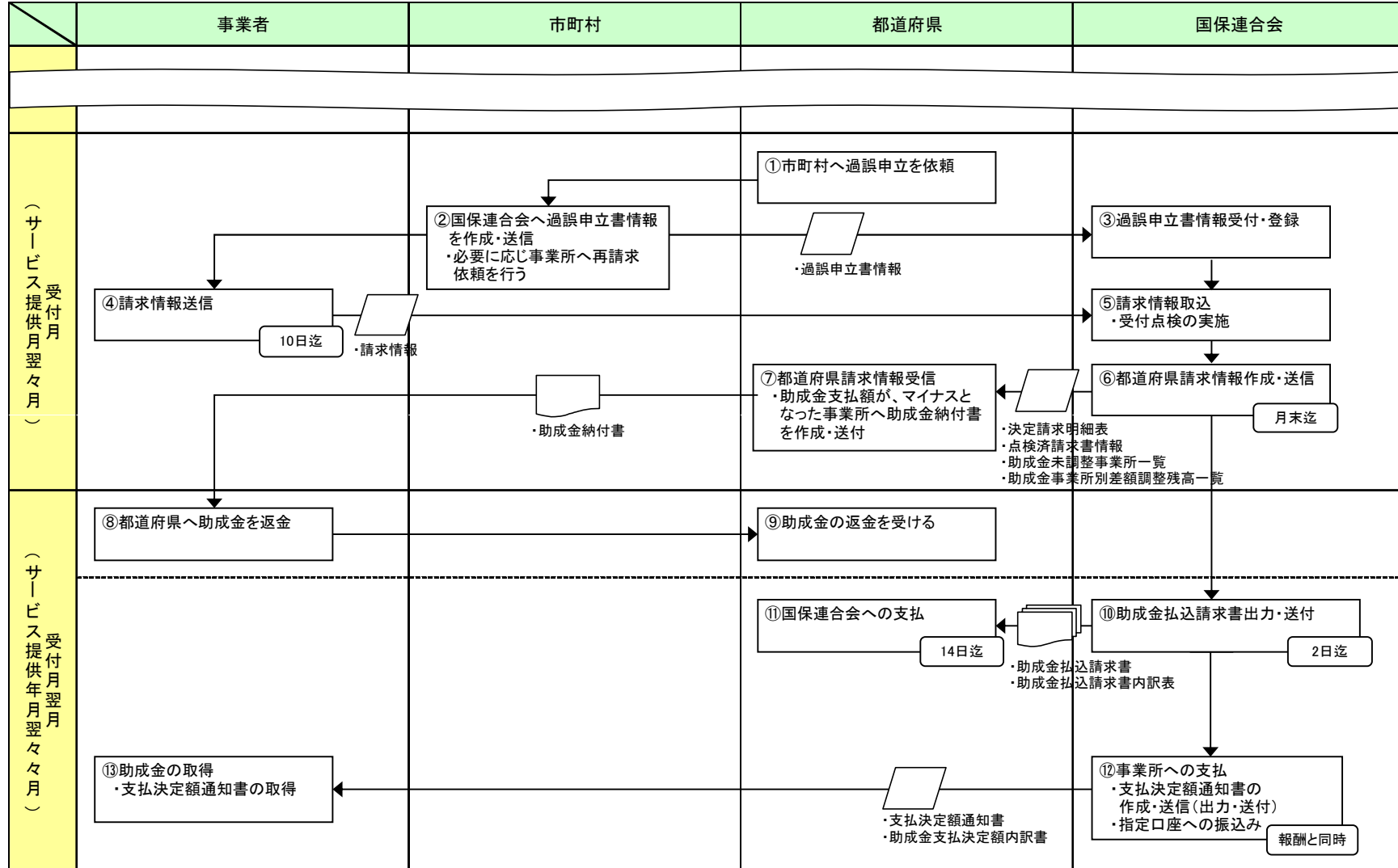
※基準該当事業所の場合は、報酬総額に高額障害福祉サービス費として事業者へ支払われた額を含む。

②毎月の事務処理スケジュールについて

(1)通常の流れ

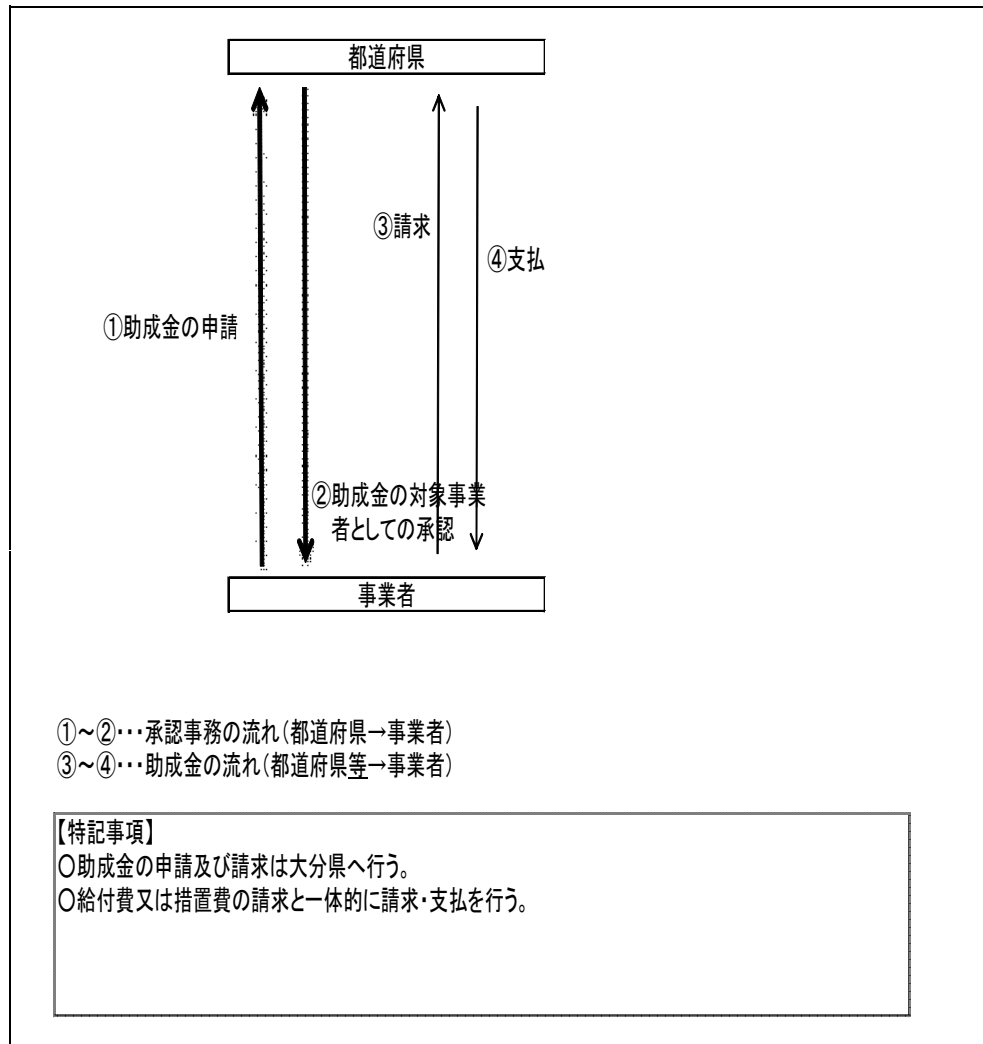


(2) 過誤の流れ



③ 処遇改善助成金の支払いまでの流れ(障害児施設給付費、障害児施設措置費)

b 大分県に毎月請求する障害児施設給付費、障害児施設



○ 助成金の請求・支払ルートは、毎月大分県に請求を行う。

○ 助成金の算定式(月額)は、

(障害児施設給付費)

1施設(事業所) 1月当たり報酬等の総額 × 交付率 = 交付額(1円未満切り捨て)

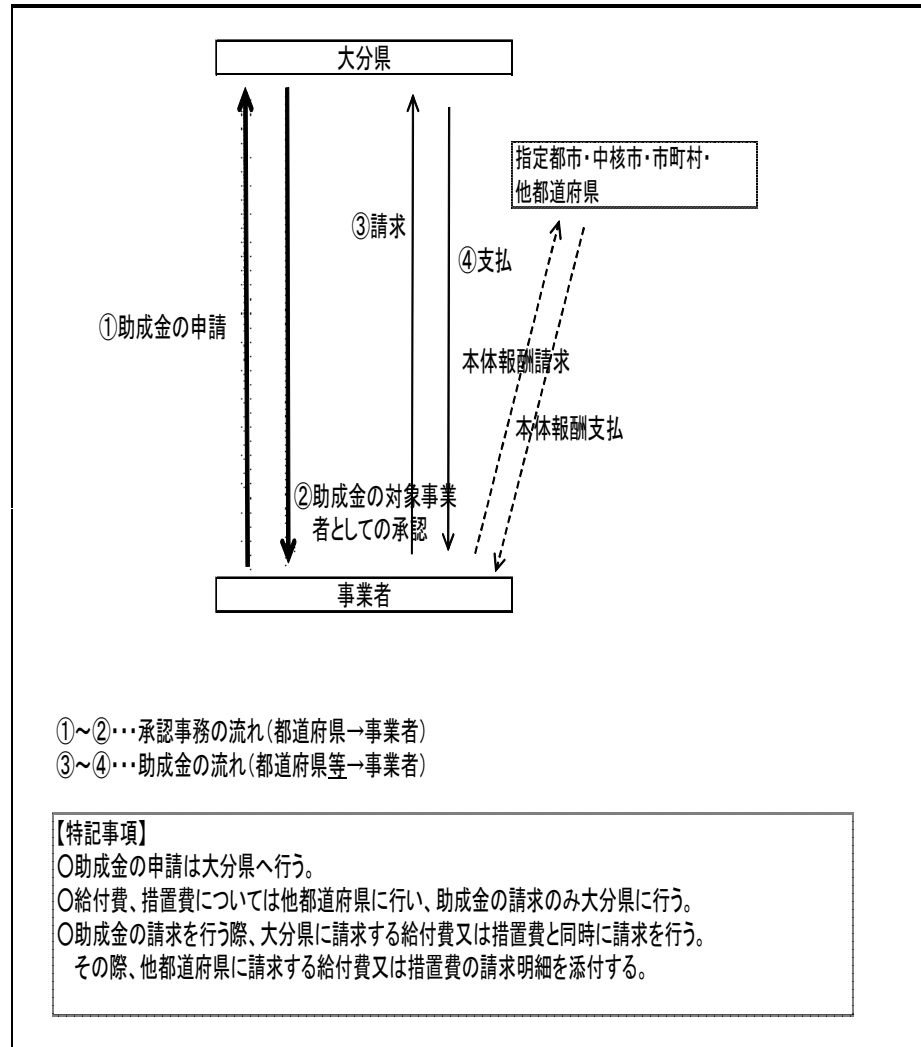
(障害児施設措置費)

1施設(事業所) 1月当たり措置費所要額 × 交付率 = 交付額(1円未満切り捨て)

※措置費所要額は、各月支弁した国庫負担基準額

③-2 処遇改善助成金の支払いまでの流れ(障害児施設給付費、障害児施設措置費)

b-2 他都道府県に毎月請求する障害児施設給付費、障害児施設措置費



○ 助成金の請求・支払ルートは、毎月大分県に請求を行う。

○ 助成金の算定式(月額)は、③を参照。

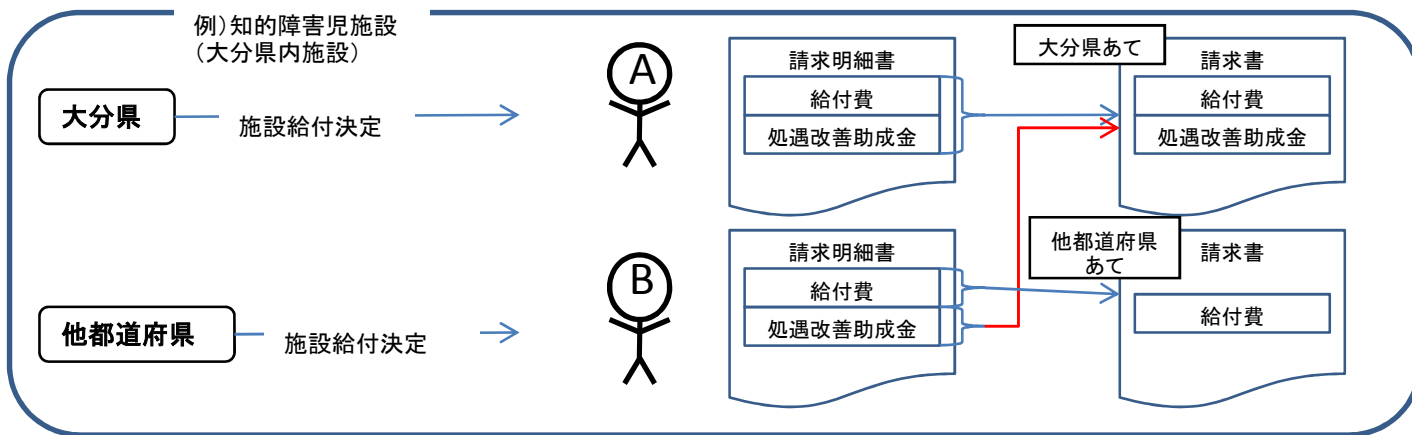
大分県に所在する事業所であって、他都道府県の利用児童が入所している事業所については、本体報酬と助成金の請求先が異なる。

そのため、大分県では、他都道府県の入所児童に係る助成金については次ページのとおり請求を行うこととする。

その際、助成金の額を確認するため、他都道府県の利用児童の助成金のみ請求する請求明細書(大分県あて)及び他都道府県に給付費を請求した際の請求明細書の写しを添付すること。

障害児施設給付費

本体報酬と助成金の請求先が異なる場合



他都道府県利用児童分の処遇改善助成金については大分県に請求する。

大分県あて請求分 (給付費+処遇改善助成金)

請求書

平成 年 月 日

(請求先)

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

指定施設番号	
住所 (所在地)	大分県大分市〇〇
電話番号	
名称	知的障害児施設△△
職・氏名	理事長 〇太郎

下記のとおり請求します。

平成 21 年 10 月分

請求金額 450000 円

区分	件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別児童 手当額	利用者 負担額	自治体 助成額
障害児施設給付費							
知的障害児施設	2	40000	400000	360000		40000	
小計	2	40000	400000	360000		40000	
障害児施設給付費 等							
知的障害児施設	2		60000	60000			
小計	2		60000	60000			
処遇改善助成金							
知的障害児施設	3		30000	30000			
合計	7	40000	490000	450000		40000	

他都道府県が給付決定した利用児童分の処遇改善助成金を含む。

他都道府県あて請求分 (給付費のみ)

請求書

平成 年 月 日

(請求先)

他都道府県知事 殿

指定施設番号	
住所 (所在地)	大分県大分市〇〇
電話番号	
名称	知的障害児施設△△
職・氏名	理事長 〇太郎

下記のとおり請求します。

平成 21 年 10 月分

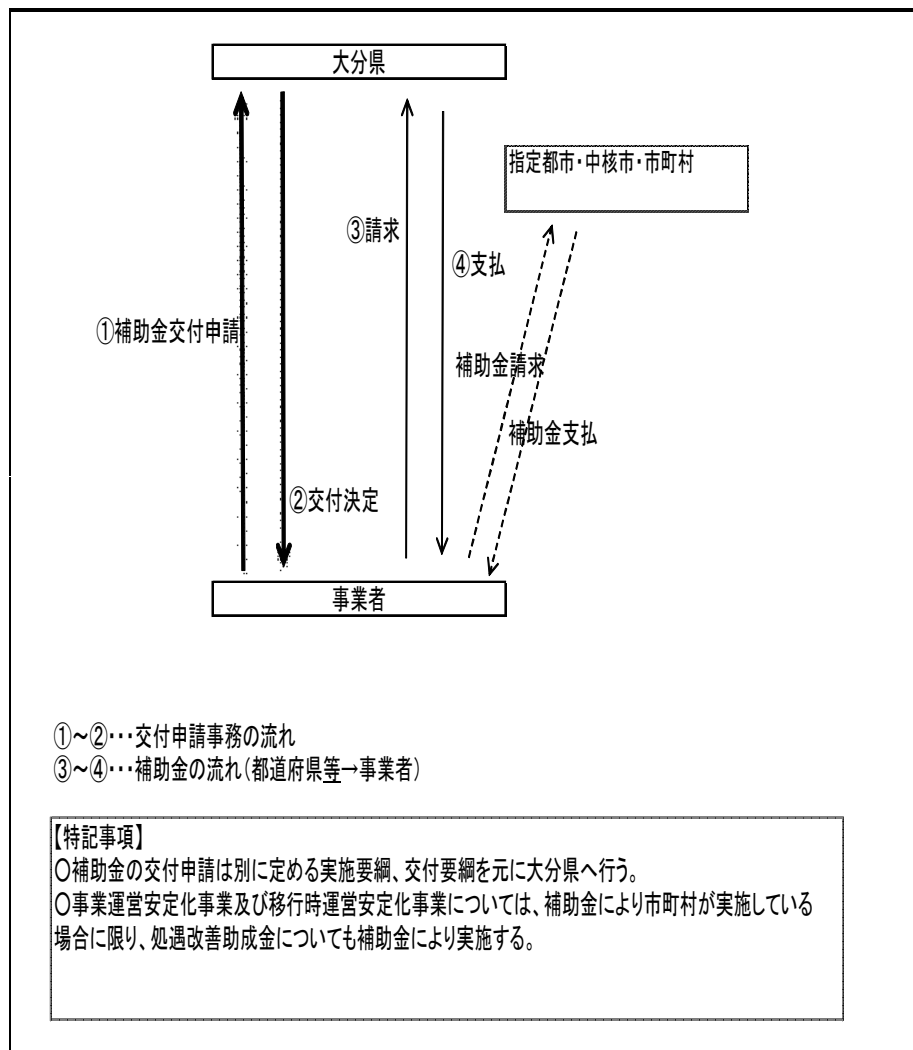
請求金額 90000 円

区分	件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別児童 手当額	利用者 負担額	自治体 助成額
障害児施設給付費							
知的障害児施設	1	10000	100000	90000		10000	
小計	1	10000	100000	90000		10000	
障害児施設給付費 等							
知的障害児施設							
小計							
処遇改善助成金							
合計	7	10000	100000	90000		10000	

※この場合、大分県あての請求書には他都道府県利用児童分の処遇改善助成金に係る請求明細書及び他都道府県に請求した際の請求明細書の写しを添付する。

④ 処遇改善助成金の支払いまでの流れ(精神障害者社会復帰施設等運営費補助金等、重度心身障害児通園事業、事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業(補助金のみ))

※基本的な流れは③-2と同様



○助成金の算定式は、
自治体の1施設に対する交付額（自治体単独補助額は除く。）×交付率＝交付額（1円未満切り捨て）

○助成金の支払い支払は、原則として当該補助金の支払いと併せて行うこととし、当該補助金の支払を複数月分まとめて行う場合は、助成金もまとめて支払う。

○報酬の算定構造から見た助成金交付率の設定

【介護給付費等】		
	サービス種類	交付率
1	居宅介護	15.5%
2	重度訪問介護	8.0%
3	行動援護	10.7%
4	重度障害者等包括支援	0.9%
5	療養介護	1.0%
6	生活介護	2.0%
7	生活介護【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
8	児童デイサービス	5.2%
9	短期入所【単独型】	2.0%
10	短期入所【併設・空床利用型】	-
11	共同生活介護	4.7%
12	施設入所支援	2.5%
13	自立訓練(機能訓練)	3.5%
14	自立訓練(機能訓練)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
15	自立訓練(生活訓練)	2.5%
16	自立訓練(生活訓練)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
17	宿泊型自立訓練	2.5%
18	就労移行支援	2.7%
19	就労移行支援【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
20	就労移行支援(養成施設)	2.7%
21	就労移行支援(養成施設)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
22	就労継続支援A型	2.5%
23	就労継続支援A型【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
24	就労継続支援B型	2.6%
25	就労継続支援B型【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
26	共同生活援助	6.0%
27	旧身体障害者入所更生施設支援	2.2%
28	旧身体障害者通所更生施設支援	2.2%
29	旧身体障害者入所療護施設支援	2.1%
30	旧身体障害者通所療護施設支援	2.1%
31	旧身体障害者入所授産施設支援	2.1%
32	旧身体障害者通所授産施設支援	2.3%
33	旧知的障害者入所更生施設支援	2.5%
34	旧知的障害者通所更生施設支援	2.5%
35	旧知的障害者入所授産施設支援	2.4%
36	旧知的障害者通所授産施設支援	2.3%
37	旧知的障害者通勤寮支援	2.1%

- ※1 事務処理要領の5の注7のとおり
- ※2 事務処理要領の5の注6のとおり
- ※3 事務処理要領の5の注8のとおり

●交付率に係る留意事項

① 短期入所(併設・空床利用型)については本体施設の交付率を適用するが、本体施設が障害者支援施設(事務処理要領の2の2のア及びイに掲げる施設をいう。)以外の場合(介護保険施設や障害児施設等の場合)は施設入所支援の交付率を適用する。

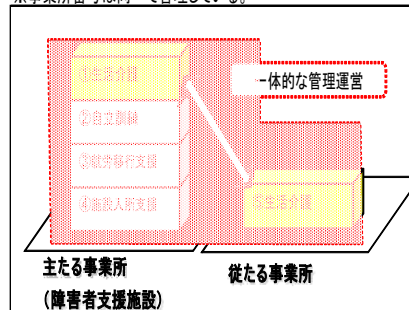
② 主たる事業所が施設入所支援を行う場合の従たる事業所の交付率は、障害者支援施設が行う昼間実施サービスにおいては、全て施設入所支援の交付率を用いることとしている。

また、主従の関係にある施設又は事業所については、ひとつの施設又は事業所として取り扱うが、従たる事業所の交付率は全て施設入所支援の交付率が適用される。なお、この主たる事業所と従たる事業所の区別は、機械的に同一事業所番号か否かで区別することとする。

事業所番号が1つで複数事業を実施している場合、同一サービス種類においては交付率も同一(主たる事業所と同一)とする。

(例1)

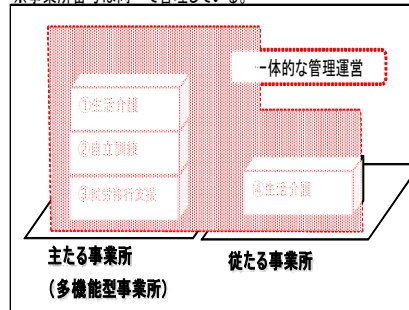
※事業所番号は同一で管理している。



→⑤の交付率については、主たる事業所の①の交付率(障害者支援施設において行う場合:2.5%)を適用する。

(例2)

※事業所番号は同一で管理している。



→①と④は生活介護の交付(2.0%)を適用。他のサービスは各々の率(自立訓練、就労移行支援)を適用。

障害児施設措置費・精神障害者社会復帰施設等運営費補助金等

上記の交付率については事務処理要領のとおりであるが、あらためて記載すれば以下のとおりである。

【障害児施設給付費】

	サービス種類	交付率
1	知的障害児施設給付	2.8%
2	第一種自閉症児施設給付	2.3%
3	第二種自閉症児施設給付	2.3%
4	知的障害児通園施設給付	3.3%
5	盲児施設給付	3.8%
6	ろうあ児施設給付	3.6%
7	難聴幼児通園施設給付	1.1%
8	肢体不自由児施設(入所)給付	2.1%
9	肢体不自由児施設(通所)給付	2.1%
10	肢体不自由児療護施設給付	2.6%
11	肢体不自由児通園施設給付	4.6%
12	重症心身障害児施設	1.6%

	施設(事業)	交付率
1	知的障害児施設	2.8%
2	自閉症児施設	2.3%
3	知的障害児通園施設	3.3%
4	盲児施設	3.8%
5	ろうあ児施設	3.6%
6	難聴幼児通園施設	1.1%
7	肢体不自由児施設	2.1%
8	肢体不自由児通園施設	4.6%
9	肢体不自由児療護施設	2.6%
10	重症心身障害児施設	1.6%
11	重症心身障害児(者)通園事業	2.1%
12	精神障害者入所授産施設	2.3%
13	精神障害者通所授産施設	2.8%
14	精神障害者生活訓練施設	2.2%
15	精神障害者福祉ホーム(B型)	3.1%
16	身体障害者福祉工場	3.0%
17	知的障害者福祉工場	3.4%
18	精神障害者福祉工場	2.6%
19	身体障害者小規模通所授産施設	6.3%
20	知的障害者小規模通所授産施設	8.3%
21	精神障害者小規模通所授産施設	5.0%

※ 事務処理要領の5の注9のとおり